



® 平成 29 年 9 月 21 日 (木)

No. 14533 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆商標判例読解⑤②

「ロックオン」事件 (1)

商標判例読解⑤②

「ロックオン」事件

(第42類の役務における「電子計算機用プログラム」の解釈
と商標法第26条1項1号該当性判断)

ユアサハラ法律特許事務所／商標判例研究会

伊達 智子

判決日：平成29年5月11日

裁判所：大阪地裁第26民事部(高松宏之、田原美奈子、林啓治郎)

事件番号：平成28年(ワ)第6268 商標権侵害差止請求事件

結論：一部認容、一部棄却

関連条文：商標法2条、26条、36条

出典：裁判所ウェブサイト

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！

官公庁契約について唯一の実務詳説書！「官公庁契約精義」改題

官公庁契約法精義

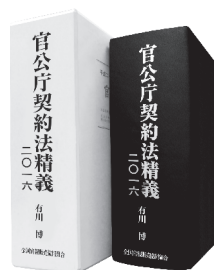
日本大学総合科学研究所教授
元会計検査院第四局長

有川 博

二〇一六

A5版上製箱入 本体 12,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物サービスセンターへ！



全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町1-1-14 TEL 03-6737-1501 FAX 03-6737-1510 <http://www.gov-book.or.jp>

★キーポイント

第42類の役務における「電子計算機用プログラム」はその利用により達成される目的ないし機能を問わないものであると解するのが相当であるとして、日本の登録実務に沿った判断が示された事例。

自己の商号に会社ロゴと会社スローガンを組み合わせた標章について、自己の名称を「普通に用いられる方法で表示する」場合に当たらないと判断された事例。

第1 事案の概要

本件は、本件商標権1及び2(以下、併せて「本件商標権」という。)を有する原告が、被告が「株式会社ロックオン」等を含む被告各標章をインターネット上のホームページ等の広告に使用する行為が本件商標権を侵害すると主張して、被告に対し、被告各標章の使用の差止およびホームページ等からの抹消を請求した事案である。

1. 事実関係

(1) 当事者

原告(ビジネスラリアート株式会社)は、コンピュータ・システム及びソフトウェアの開発等を目的とする株式会社である。

被告(株式会社ロックオン)は、コンピュータに関するシステム開発・販売、情報処理サービス業、情報提供サービス業等を目的とする株式会社である。

<本件商標権1>



登録番号 第4839624号

出願日 平成16年3月29日

登録日 平成17年2月18日

指定商品及び指定役務(一部抜粋)

第9類 電気通信機械器具、電子応用
機械器具及びその部品

第42類 電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、電子計算機用プログラムの提供

<本件商標権2>

Lock on
ロックオン

登録番号 第5704605号

出願日 平成26年3月10日

登録日 平成26年9月26日

指定商品及び指定役務(一部抜粋)

第9類 電子通信機械器具、電子応用
機械器具及びその部品

第42類 電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、電子計算機用プログラムの提供

<被告標章6>



株式会社ロックオン
Impact On The World

(2) 争いのない事実

ア 被告は、ASPサービス(Application Server Provider:ソフトウェアを、インターネットを介して利用させるサービス)を営む業者として、「AD EBIS(アドエビス)」、「THREe(スリー)」及び「SOLUTHION(ソリューション)」(以下「被告3サービス」という。)という役務を提供している(これらの役務と本件商標権の指定商品・指定役務との同一・類似性には争いがある。)

また、被告は、ダウンロード可能なソフトウェアである「EC-CUBE(イーシーキューブ)」(以下、被告3サービスと併せて「被告4サービス」という。)をインターネット等のネットワークを介して、需要者に提供している。「EC-CUBE」による役務は第42類の「電子計算機用プログラムの提供」に該当し、同役務によって提供されるソフトウェアは第9